

【参考】令和 7 年 12 月 31 日以前

◆ 延滞金の利率

	納期限の翌日から 1ヶ月を経過する日まで	納期限の翌日から 1ヶ月を経過した日以降
本則	7.3%	14.6%
平成 12 年 1 月 1 日～平成 25 年 12 月 31 日	特例基準割合	14.6%
平成 26 年 1 月 1 日～令和 2 年 12 月 31 日	特例基準割合 + 1.0%	特例基準割合 + 7.3%
令和 3 年 1 月 1 日～令和 7 年 12 月 31 日	延滞金特例基準 割合 + 1.0%	延滞金特例基準割合 + 7.3%

※ 特例基準割合は、財務大臣が告示する国内銀行の新規の短期貸出約定平均金利の当該年の前々年 10 月から前年 9 月までにおける平均に、1%を加算した割合です。

※ 延滞金特例基準割合は、平均貸付割合（財務大臣が告示する国内銀行の新規の短期貸出約定平均金利の当該年の前々年 9 月から前年 8 月までにおける平均）に、1%を加算した割合です。

※ 特例基準割合（延滞金特例基準割合）が本則の割合を超える場合は、本則の割合とします。

◆ 特例基準割合の推移（令和 3 年 1 月 1 日以降は延滞金特例基準割合に変更）

期間	割合
平成 26 年 1 月 1 日～平成 26 年 12 月 31 日	1.9%
平成 27 年 1 月 1 日～平成 28 年 12 月 31 日	1.8%
平成 29 年 1 月 1 日～平成 29 年 12 月 31 日	1.7%
平成 30 年 1 月 1 日～令和 2 年 12 月 31 日	1.6%
令和 3 年 1 月 1 日～令和 3 年 12 月 31 日	1.5%
令和 4 年 1 月 1 日～令和 7 年 12 月 31 日	1.4%

◆ 延滞金割合の推移

	納期限の翌日から 1ヶ月を経過する日まで	納期限の翌日から 1ヶ月を経過した日以降
平成 26 年 1 月 1 日～平成 26 年 12 月 31 日	2.9%	9.2%
平成 27 年 1 月 1 日～平成 28 年 12 月 31 日	2.8%	9.1%
平成 29 年 1 月 1 日～平成 29 年 12 月 31 日	2.7%	9.0%

平成 30 年 1 月 1 日～令和 2 年 12 月 31 日	2.6%	8.9%
令和 3 年 1 月 1 日～令和 3 年 12 月 31 日	2.5%	8.8%
令和 4 年 1 月 1 日～令和 7 年 12 月 31 日	2.4%	8.7%

◇計算例 1 (令和 7 年中の場合)

税目：固定資産税・都市計画税 令和 7 年度第 1 期分

金額：61,500 円

納期限：令和 7 年 6 月 2 日

納付日：令和 7 年 9 月 1 日

●延滞金算出の基礎となる期間

(1) 年 2. 4% に係る期間

6 月 3 日～7 月 2 日 (30 日間)

(2) 年 8. 7% に係る期間

7 月 3 日～9 月 1 日 (61 日間)

1,000 円未満の端数は切り捨てます

●延滞金の計算

$$(1) 61,000 \text{ 円} \times 30 \text{ 日} \times 0.024/365 \text{ 日} = 120 \text{ 円} (120.328)$$

$$(2) 61,000 \text{ 円} \times 61 \text{ 日} \times 0.087/365 \text{ 日} = 886 \text{ 円} (886.923)$$

$$(1) + (2) = 120 \text{ 円} + 886 \text{ 円} = 1,006 \text{ 円}$$

⇒ 算出した延滞金額から 100 円未満の端数 (6 円) を切り捨てます。

したがって、延滞金は 1,000 円となります。

◇計算例 2 (令和 2 年中から令和 7 年中までの場合)

税目：市県民税（普通徴収） 令和 2 年度第 2 期分

金額：218,000 円

納期限：令和 2 年 8 月 31 日

納付日：令和 7 年 3 月 16 日

●延滞金算出の基礎となる期間

(1) 年 2. 6% に係る期間

令和 2 年 9 月 1 日～令和 2 年 9 月 30 日 (30 日間)

(2) 年 8. 9% に係る期間

令和 2 年 10 月 1 日～令和 2 年 12 月 31 日 (92 日間)

(3) 年 8. 8% に係る期間

令和 3 年 1 月 1 日～令和 3 年 12 月 31 日 (365 日間)

(4) 年8. 7%に係る期間

令和4年1月1日～令和7年3月16日 (1, 171日間)

● 延滞金の計算

- (1) $218,000\text{円} \times 30\text{日} \times 0.026/365\text{日} = 465\text{円} (465.863)$
- (2) $218,000\text{円} \times 92\text{日} \times 0.026/365\text{日} = 4,890\text{円} (4890.367)$
- (3) $218,000\text{円} \times 365\text{日} \times 0.026/365\text{日} = 19,184\text{円}$
- (4) $218,000\text{円} \times 1,171\text{日} \times 0.026/365\text{日} = 60,847\text{円} (60,847.084)$

$$(1) + (2) + (3) + (4) = 85,386\text{円}$$

→ 算出した延滞金額から100円未満の端数(86円)を切り捨てます。

したがって、延滞金は85,300円となります。

1,000円未満の端数は切り捨てます

※ 延滞金特例基準割合を用いて計算する場合は、1円未満の端数は切り捨てます。

また、年当たりの割合は、閏年の日を含む期間についても365日として計算します。